

『地域住民と一緒に宮本武蔵生誕地の観光をサポートしませんか?』

美作市地域支援型地域おこし協力隊募集要項 (受入れ団体: 讃甘自治振興協議会)

1 募集の目的

讃甘地域の宮本地区には宮本武蔵生誕地があり、宮本武蔵生家跡をはじめ、武蔵青年期像や武蔵神社、平尾家などの観光名所があり、武蔵の里大原観光協会が「観光案内所(みやげや武蔵)」を構えて活動しています。

讃甘地域は観光協会と協力して平尾家で古民家の一部を改装し武蔵美術館として一般開放し、お茶や茶菓子の提供をしながら武蔵の里の観光を楽しんでもらおうという企画を進めています。

この企画に伴い、観光案内所(みやげや武蔵)の補助や、観光案内、各種イベントへの参加など観光に携わることを担当していただきます。

2 募集人数

1名

3 活動内容

岡山県美作市讃甘地域を中心として

- ・ 武蔵の里生誕地の観光案内
- ・ 「観光案内所」及び「みやげ屋武蔵」の維持管理
- ・ 観光協会、讃甘地域のイベントへの参加、

【活動の詳細】

- 武蔵の里、宿場町の観光ボランティア
- 活発な情報発信
- 観光案内所(みやげ屋むさし)の維持管理(販売・商品開発など)
- 各種イベントの実施「(つつじ祭り、夏祭り、武蔵まつり、川魚つかみどり大会等)」

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和7年4月1日以降の委嘱開始日から令和8年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

- ※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。
- ※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【必要な経験・スキル】

- ・経験・年齢は不問。

【歓迎するスキル】

- 人前ではなしをする豊富な経験

【求める人物像】

- ・勤務日は曜日等に拘らず、時間等に融通が利く方
- ・地域住民の方との交流、一つ一つの活動を楽しめる方

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方
 - (2)応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
 - (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
 - (4)地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
 - (5)普通自動車運転免許を有する方
 - (6)一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
 - (7)受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方
 - (8)心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
- ※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9)土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
 - (10)美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
 - (11)勤怠管理や物品の管理を適切に行うことができる方
 - (12)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

- (13)美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方
- (14)暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16)法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

(1)活動日数及び活動時間等

1 日 7 時間 30 分程度、1 月あたり 20 日間(150 時間程度を想定)の活動を基本とする。(活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員と受入れ団体の調整により変動します。)

(2)活動場所 岡山県美作市讃甘地域地内

(3)所属団体 讃甘自治振興協議会

(4)休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。

(5)その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1)業務委託料 月額上限 266,600 円

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2)加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3)住居

讃甘自治振興協議会で空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4)活動車両

活動車両の借上料、燃料代を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5)起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100 万円を

上限として補助金を交付します。

(6)活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円／月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るの等は個人負担

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料:上限額 20,000 円／月

※自家用車を利用する場合:走行距離 23 円／km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である讃甘自治振興協議会が、隊員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、協力隊としてのキャリアをどのように積んでいくのか等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である讃甘自治振興協議会が、生活・住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して美作市で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

- ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部
- イ エントリーシート 1部
- ウ 住民票の抄本の写し 1部
- エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和7年11月 1日(土)から令和8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み先(受入れ団体)

〒707-0416 岡山県美作市宮本 1146-1
讃甘地区自治振興協議会 会長 森岩 厚
TEL: 0868-78-2816
FAX: 090-8069-1468

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地
美作市 政策推進部 総合政策課 (担当 井上、青山)
TEL: 0868-72-6696
FAX: 0868-72-6367
E-mail: seisaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又はFAX でお願ひします。

※質問に対する回答は、メール又はFAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接審査の詳細については、応募書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

す。

(2) 選考プロセス

① 1次審査(讃甘自治振興協議会)

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

讃甘自治振興協議会代表者、協力隊員候補者、美作市総合政策課の3者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 留意事項

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和6年美作市規則第14号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和6年美作市告示第53号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和6年美作市告示第45号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成31年3月26日告示第28号)